



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第159号

平成28年7月12日(火)

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

■◆お役立ち情報

『介護支援取組助成金の申請が増えています』

…介護休業制度の導入・周知を実施する場合に利用できる助成金です。

「介護支援取組助成金」は、従業員の介護離職を未然に防止するため、職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主を支援することを目的に平成28年4月から新設された助成金です。

今、この助成金の申請が、早々に予算を消化してしまう勢いで増えています。介護休業取得者の実績がなくても、介護休業制度を社内の従業員に周知するために、アンケート調査や社内の勉強会を実施すれば申請できるという簡便さがその理由のようです。

従業員が仕事と介護を両立しやすい雇用環境をつくれれば利用できる助成金です。
一度ご検討ください。

■支給額

1企業1回のみ：60万円

■支給要件

支給要件は次の1から3の要件だけです。

取組内容もそんなに難しいものではありません。

1. 仕事と介護の両立に関する以下の3つの取組を行っていること。

(1) 従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握

原則として、雇用する雇用保険被保険者全員を対象に、厚生労働省が指定するアンケート用紙によるアンケートを実施し、結果を所定の報告書にとりまとめることが1つ目の取組です。

※アンケートの回収率が3割以上または回収数が100以上であることが条件です。対象従業員が1名でも利用できます。

(2) 介護に直面する前の従業員への支援

厚生労働省が指定する資料に基づいて社内研修を実施してその結果を記録し、従業員に所定のリーフレットを配布することが2つ目の取組です。

(3) 介護に直面した従業員への支援

仕事と介護の両立に関する相談窓口を設置して、その旨を従業員に周知することが3つ目の取組です。

2. 介護休業の制度および所定労働時間の短縮等の措置について、就業規則または労働協約に規定していること。

3. 仕事と家庭の両立支援についての取組を紹介する「両立支援のひろば」というサイトに介護休業関係の両立支援の取組を登録すること。

※「両立支援のひろば」<https://www.ryouritsu.jp/>

助成金を受けるための要件はこの3つだけです。使用するアンケート用紙や研修資料、配布用のリーフレットは厚生労働省の所定のものを利用するだけです。

この機会に仕事と介護の両立に関する雇用環境整備に取り組んで、助成金の活用を検討されてはいかがでしょうか。